

教職支援室便り (4月号)

令和2年 4月 10日 (金)

文責：教職支援室 曾我文敏

☎0985-20-4808

教職支援室担当者あいさつ

教職支援室を担当します曾我文敏(そが ふみとし)です。平成29年度から、教職支援室を担当しています。本年度も、教職課程の学生の皆さんへ、誠心誠意支援をしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、この教職支援室便りにつきましては、本年度も毎月第2金曜日に発行していきまひす。教員採用試験に関する情報、試験に向けて取り組む学生の皆さんの様子、教職課程の授業、教育に思ひること、教育に関する様々な情報等々について発信していきまひす。教職支援室便りが多くの皆様に見ていただけるよう、内容を工夫しながら作成に取り組んでいきまひすと思ひます。

昨年度教職支援室・来室者数「延べ333名」

昨年度、教職支援室の来室者数は、「延べ333名」でした。担当者としても、多くの方々に教職支援室を活用していただき、感謝、感謝の気持ちでいっぱいです。

「あいさつ」でも述べましたが、本年度も、勉強会や相談支援等により、教職を目指す学生の皆さんへの支援に努めるとともに、道德教育、生徒指導、教育実習、教職実践演習の授業などを通して、教員としての資質向上を目指し、採用前教育に取り組んでいきまひすと思ひます。教職を志す皆さんが、教員になるための基本的な姿勢を確立できるよう、教員をめぐる現状も踏まえながら、今後も積極的な支援に取り組んでいきまひす。

また、本年度も、本学が掲げる「地域貢献」の理念を基に、学内だけではなく、教育関係機関(団体)等の皆様と連携しながら、講義・講演活動等も行ひ、広く地域貢献に努めていきまひすと思ひます。



教員採用試験まで あと3か月

本年度の教員採用試験(第一次試験)まで、あと3か月あまりとなりました。昨年10月から、教職教養試験などの対策として勉強会を行ってきまひましたが、いよいよ第一次試験が近づいてきまひました。第一次試験は、6月下旬から7月下旬にかけて実施されます。受験に対する心構えを確立し合格する意気込みで勉強すること、主体的に問題意識をもって自主学習にも取り組むことなど、試験への真摯な取組が求められます。

なお、まもなく各自自治体から実施要項が公表され、願書作成が始まひます。願書は、採用試験にとって重要な資料となるものです。私も、精一杯支援しまひます。

今後の勉強会の計画を、次頁に紹介しまひます。



日 曜	演 習 内 容
4月14日(火)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画
4月16日(木)	東京アカデミー模擬試験準備
4月21日(火)	東京アカデミー模擬試験
4月28日(火)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画
4月30日(木)	人権教育の指導方法等の在り方(第三次とりまとめ)
5月7日(木)	チームとしての学校
5月12日(火)	講話「採用試験で問われる教員としての資質」
5月14日(木)	生徒指導提要
5月19日(火)	生徒指導提要
5月21日(木)	特別支援教育 インクルーシブ教育
5月26日(火)	特別支援教育 インクルーシブ教育
5月28日(木)	教育実習 自主学習
6月2日(火)	教育実習 自主学習
6月4日(木)	教育実習 自主学習
6月9日(火)	教育実習 自主学習
6月11日(木)	性同一性障害 個人(集団)面接、小論文等演習
6月16日(火)	第三次教育振興基本計画 個人(集団)面接、小論文等演習
6月18日(木)	教育心理 学習評価 個人(集団)面接、小論文等演習
6月23日(火)	教職教養、専門教養練習問題 個人(集団)面接、小論文等演習
6月25日(木)	教職教養、専門教養練習問題 個人(集団)面接、小論文等演習
6月30日(火)	教職教養、専門教養練習問題 個人(集団)面接、小論文等演習
7月2日(木)	第一次試験受験期間 個別支援期間
7月7日(火)	
7月9日(木)	
7月14日(火)	
7月16日(木)	
7月21日(火)	
7月27日(月) ～9月上旬	夏季勉強会 別途計画



夏季勉強会では、個人(集団)面接、集団討論、模擬授業、小論文などの演習等に、特に力を入れていきます。学生の皆さんの主体的な取組を期待しています。

教職課程の皆さんが交流

3月19日(木)、4月から教職に就く卒業生と、教員採用試験を受験する3年生との交流会を行いました。

3年生からは、教員採用試験に向けてのあと3か月を、どのように取り組んでいけばよいのかなど、多くの質問が出されました。卒業生も、自分が体験したこと、苦労したこと、大切なことなどについて、心から伝えていました。

この交流会により、教職課程の学生の皆さんのつながりを、更に深めることができました。今後も、このような取組を続



けていきたいと思ひます。

3年生の皆さんの感想を紹介しします。

- 「勉強した！」と自信をもって、全員が言われていました。現在の私は、今のままでは自信がないままだと思ひました。自信があると断言できるくらい、がんばろうと思ひました。先生の勉強会の大切さも、今日のお話を聞いて改めて実感したので、これからも出席して真剣に取り組みます。実際にやるかやらないかは、自分次第なのでがんばろうと思ひます。
- 教員採用試験のこと、教育実習のこと、日にちは近づいてくるけど、どこか現実味がなくて不安だけが大きくなっていました。先輩の話をして、今やっていることを信じて、こつこつ日々積み上げていくしかないと思ひました。きっと1年前、先輩方もそうだったんだと思ひ、元気が出ました。合格して1年後、先輩方のように後輩を勇気付けられるようがんばります。

道徳の教科化に思う！（シリーズ35）

平成29年の6月号から、「道徳の教科化に思う」をテーマに、道徳授業の本質的な在り方等について掲載しています。今回は、その35として「学習指導要領の道徳科に係る改訂内容等」についての資料です。

1 学習指導要領とは

○ 学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」と言う。

○ 学校教育法第33条（中学校第48条 高等学校第52条）

小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○ 学校教育法施行規則第52条（中学校第74条 高等学校第84条）

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

○ 道徳教育における改訂の概要

- ① 昭和22年作成～社会科中心の道徳教育
- ② 昭和26年改訂～各教科における道徳教育
- ③ 昭和33年改訂～「道徳の時間」の特設
- ④ 昭和43年改訂～教科・道徳・特別活動の領域の明示
- ⑤ 昭和52年改訂～知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成
- ⑥ 平成元年改訂 ～道徳教育の一層の充実
- ⑦ 平成10年改訂～「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ⑧ 平成20年改訂～「道徳教育推進教師」の設置
- ⑨ 平成30年改訂（平成29年3月告示）～道徳の教科化

【参考】

※ 道徳の教科化

小学校～平成30年度から実施

中学校～令和元年度から実施

2 道徳教育の目標等

(1) 道徳教育の目標（中学校学習指導要領）

① （旧）「道徳教育の目標」

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。



② （新・改訂）「道徳教育の目標」

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

③ 改訂のポイント

- 新（改訂）、旧ともに、「道徳性を養う」とする目標については同じである。
- 改訂では、「道徳性を養う」ことを基盤とするとし、学校教育の基盤としての位置付けを明言している。
- 改訂では、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」とする具体的な目標が掲げられている。

(2) 「道徳の時間」及び「道徳科」の目標（中学校学習指導要領解説）

① （旧）「道徳の時間の目標」

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。



② （新・改訂）「道徳科の目標」

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

③ 改訂のポイント

- 旧では「道徳的実践力を育成する」としているが、改訂では「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」とし、「道徳的実践力」を削除している。
- 改訂では、道徳教育の目標と同じく「道徳性を養う」ことを目標としている。
- 旧の道徳教育の目標では、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」とされていたが、改訂の道徳科の目標では「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」と変更され、道徳的な判断力が一番目に位置付けされている。
- 改訂では、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める」学習活動を具体化している。

- 改訂では、「補充・深化・統合」が削除されているが、別記されている。「補うこと・深めること・捉え直したり発展させたりすること」と表現が改められている。
「補充・深化・統合」の考え方については、踏襲されている。

道徳的諸価値を知識として理解するだけではなく、それらを活用し応用するなど、よりよく生きていくための資質・能力「生きた道徳性」を育成する。

3 道徳科の指導に当たっての配慮事項（中学校学習指導要領）

(1) 指導体制の充実

- 学級担任の教師が行うことを原則とする。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

(2) 道徳科は道徳教育の要であること

- 道徳科は、他の教育活動における道徳教育を補充（補うこと）、深化（深めること）、統合（捉え直したり発展させたりすること）するなど、要としての役割を果たす。

(3) 道徳性に係る成長の実感、今後の課題や目標の気付き

- 道徳性を養うことの意義を理解し、主体的に学習に取り組む。
- 人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするもののよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にする。

(4) 多面的・多角的な視点を重視

- 道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める。

(5) 指導方法の工夫

- 問題解決的な学習
 - ・道徳上の問題や課題についての多様な解決策を主体的・能動的に考え、判断し、学ぶ学習である。現代的な課題（いじめ問題等）を授業で取り上げる際には、活用することができる。年間指導計画において検討すること。
- 体験的な学習
 - ・読み物教材等の登場人物の心情等を共感的に理解させる。（役割演技・動作化など）
 - ・道徳的行為の場面を追体験させ、実際に行うことの難しさやよさを考えさせる。（ソーシャルスキルトレーニング、礼儀作法などの指導）